

手話普及啓発委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

手話普及啓発委託業務

(2) 事業の目的

高知県では、令和6年12月26日に「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例(以下「県条例」という。)」を施行し、ろう者を含む全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、言語としての手話の認識の普及、手話を習得する機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備等の取組を進めることとしています。

この業務では、言語としての手話の認識の普及のため、手話動画やチラシ等を制作し、企業や県民の理解促進を図る。また、これらの啓発活動が、新聞、テレビ等に取り上げられるよう努めてください。

(3) 事業内容

別途定める「手話普及啓発業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

5,111千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「手話普及啓発委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。候補者選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進むこととし、5日(県の閉庁日を除く)以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

以下の要件をすべて満たす者とします。

なお、共同企業体(複数の事業者が共同連帯して委託業務を実施する事業体)の場合はすべて

の構成員が(1)から(7)までの要件を満たす者であることとします。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込の期限日から審査委員会の審査までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 過去5年間(令和2年度～令和6年度)において、国、都道府県、市町村あるいはこれらが構成員となっている団体(実行委員会等)を契約の相手方として、本業務と同種の業務を受託した実績があること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要。なお、参加申込書に当該協定書等を1部添付して県に提出すること。(別添様式を参照)
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定の上、代表者を選任すること。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責を負う。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募はできない。

7 質疑と回答

質疑は令和7年7月2日(水)午後4時までに質疑書(別紙様式1)により14に定める問合せ先に持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は県障害福祉課のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認書類等

プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書(別紙様式2)に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たっての提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書(様式2)	A4縦	1部
2	法人概要書(様式3)	A4縦	1部
3	本仕様書に定める業務の類似業務実績一覧(様式4)	A4縦	1部
4	都道府県税の納税証明書	—	1部
5	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	1部

(1) プロポーザル参加申込書

- ① 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)
- ② 提出期限 令和7年7月10日(木) 午後4時(必着)
- ③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号(高知県庁本庁舎1階)
高知県 子ども・福祉政策部 障害福祉課 TEL088-823-9634

(2) 資格要件の確認

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年7月14日(月)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「手話普及啓発委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりです。

10 審査

別途定める「手話普及啓発委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

11 審査結果

審査結果は、令和7年8月上旬(予定)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和7年6月27日(金)	募集開始
令和7年7月2日(水)	質疑書提出〆切(回答 7月7日(月))
令和7年7月10日(木)	参加申込及び資格要件の確認書類等提出〆切 (確認結果通知 7月14日(月))
令和7年7月18日(金)	企画提案書の提出〆切
令和7年7月下旬	審査委員会(プレゼンテーション)(予定)
令和7年8月上旬	審査結果通知(予定)

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る。)する場合があります。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式5により提出してください。開示・非開示の判断は様式5に基づき行うものではなく、様式5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 子ども・福祉政策部 障害福祉課

担当者 地域生活支援担当 中岡(不在の場合は中川)

住所 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9634

FAX 088-823-9260

E-mail 060301@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、協議により変更・修正を加える場合があります。